

軽米町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

軽米町 地域整備課 上下水道担当

## 1 業務概要等

### (1) 業務名

軽米町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の目的

軽米町下水道事業における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用（以下「法適用」という。）にあたり、この事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するため、公営企業会計システム（以下「システム」という。）を新たに構築する。

① 法適用の日 令和6年4月1日

② 法適用の形態 一部適用（財務適用）

③ 法適用の対象となる会計 軽米町下水道事業特別会計

### (3) 業務内容

地方公営企業法に基づく、下水道事業の公営企業会計システムの構築及び当該構築に付帯する作業

### (4) 業務期間

契約の日から令和6年3月31日

（参考）会計システム運用保守等

令和6年4月1日から5カ年を予定

※ 令和6年度以降の会計システム運用保守等については、別途契約を締結する見込み。

### (5) 試用開始予定時期

令和5年9月1日

### (6) 提案上限額

20,755,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

この金額は契約金額の上限を示すものであり、軽米町がこの金額で契約締結することを約束するものではない。

なお、令和3年度の支払限度額は、7,700,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、令和4年度以後の各年度の支払額については、別途定める。

また、参考見積書のシステムの構築に係る金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

参考：会計システム運用保守等費用は別途契約予定のため上記金額には含めないこと。

### (7) 仕様等

別添 軽米町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託業務仕様書のとおり

## 3 選定方式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げるすべての要件を

満たす者とする。

なお、参加資格の基準日は参加申込書の提出日とするが、参加資格の確認の日から審査結果の決定の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のそれぞれ各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出の日から契約締結日までの間において、軽米町建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去 5 年間（平成 28 年 4 月から令和 3 年 3 月まで）に、下水道事業公営企業会計システムの構築及び運用の支援に関する業務を元請として処理した実績を有すること（共同企業体としての実績を含む）。
- (5) システム（ソフトウェア及びハードウェア一式）の保守作業を行う社員が、軽米町下水道関連部署までのおおむね 2 時間以内に対応できるところに拠点があること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立を含む）がなされている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001（ISMS 認証）を取得していること。
- (12) システムを自社で有すること、又は他社のパッケージ製品を購入し、軽米町の要求に応じた公営企業会計システムの構築が可能であること。

## 5 担当部署

軽米町 地域整備課 上下水道担当

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

電話番号 0195-46-4742

FAX 番号 0195-46-2335

電子メールアドレス [suidou@town.karumai.iwate.jp](mailto:suidou@town.karumai.iwate.jp)

## 6 優先交渉権者の特定方法

参加資格があると認められる者から技術提案書等を受けつけ、その技術提案を軽米町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、優先交渉権者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該事業者の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記 12 及び 13 のとおりとする。

## 7 参加資格確認申請書の提出等

- (1) 提出期限 令和3年10月29日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 上記5担当部署
- (3) 提出方法 原則として郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）によること。提出する封筒には「参加申込書在中」と記載すること。やむを得ない場合に限り持参も可とする。）。
- (4) 提出書類

- ・公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式第2号】
- ・事業者概要調書【様式第3号】
- ・導入実績等調書【様式第4号】
- ・受付票【様式第5号】
- ・当該外部事業者の住所、名称及び代表者名並びに協力内容（本委託業務を外部事業者の協力により履行する場合に限る）【任意様式】

- (5) 参加資格審査（書類審査）結果の通知

令和3年11月5日（金）までに、提案書の提出者の選定等について書面により通知する。

## 8 参加表明に関する質問の受付及び回答

上記7参加表明に関する質問及び回答については、下記のとおりとする。なお、参加表明に関する事項以外については受け付けない。

- (1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 参加表明に関する質問票【様式第1号】にて電子メールにより提出すること。  
質問書を送付した際には電話にてその旨を連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。
- (3) 提出先 上記5担当部署
- (4) 質問への回答 令和3年10月27日（水）までに軽米町公式ホームページ上にて、質問者の名称等を伏せたうえで、すべての質問事項に対する回答を公開する。

## 9 提案書の提出等

提案書は、上記7参加資格確認申請書の提出後、プロポーザル参加資格審査（書類審査）に合格した者（以下「参加者」という。）のみ、提出することができることとする。

- (1) 提出期限 令和3年11月22日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 上記5担当部署
- (3) 提出方法 原則として郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）によること。提出する封筒には「技術提案書在中」と記載すること。（やむを得ない場合に限り持参も可とする。）
- (4) 提出書類

- ・提案書【様式8号】
- ・技術提案書【任意様式】  
技術提案書の作成については、技術提案書作成要領によるものとする。
- ・機能要件適合表（業務仕様書別紙1）及び帳票要件適合表（業務仕様書別紙2）
- ・参考見積書【任意様式】
  - ①会計システム構築費用と会計システム運用費用については、別々に見積もること。
  - ②会計システム構築費用は令和3年度から5年度までの年度ごとに見積もり、その合計額が1（6）に定める提案上限額を超えないこと。
  - ③会計システム運用費用は予算額が未定であるが、令和6年度以降の費用として5ヵ年度分を見積もること。
  - ④各参考見積には、内訳表を添付すること（任意様式）。

(5) 特記事項

- ・ 提出された書類は、返却しない。また、当該提出された書類は、これを提出した者に無断でプロポーザル手続の目的以外の目的のために使用しない。
- ・ 技術提案書等の提出後に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は軽米町の指定した日とする。
- ・ 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、当該改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。
- ・ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織の変更等があった場合における本業務の処理体制の変更については、この限りでない。
- ・ 略語及び専門用語には、注釈を付ける等、分かりやすい文章としなければならない。
- ・ 技術提案書等の内容は、参加者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
- ・ 機能要件適合表への対応状況は、原則として、委託契約の締結時における仕様に反映する。
- ・ 機能要件適合表に記載のない事項であっても、参加者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積り額に含めるものとする。

- ・ 提出された書類は、本業務の受注者を選定するための資料であり、提出された技術提案書等の著作権に関する主張は認めない。
- ・ 提案費用外として記載が必要である場合には、【オプション】または【カスタマイズ】などと明示した別添の書類（任意様式）を作成し、混同する可能性を排除すること。

#### 10 技術提案および要求機能要件書に関する質問の受付及び回答

技術提案および要求機能要件書に関する質問方法及び回答については下記のとおりとする。なお、技術提案及び要求機能要件書に関する事項以外については受け付けない。また、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期限 令和3年11月12日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 技術提案に関する質問書（様式第6号）にて電子メールにより提出すること。質問書を送付した際には電話にてその旨を連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。
- (3) 提出先 上記5担当部署
- (4) 質問への回答 令和3年11月17日（水）までに質問者の名称等を伏せたうえで、すべての質問事項に対する回答を参加者全員に電子メールで回答する。ただし、参加資格審査の結果、不合格となったものからの質問には回答しない。

#### 11 プロポーザルの辞退

参加者が、本プロポーザルを辞退するときは、辞退届（様式第7号）を下記14の期限までに提出すること。なお、本プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以降に不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### 12 審査方法

提出された技術提案書等を下記13（1）アからエで示す審査基準に基づいて書類審査を行うとともに、提案者から技術提案についてのプレゼンテーションを実施し、機能要件適合表の加点項目及び下記で示す審査基準に基づいて加算点を追加し、候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むものとする。

#### 13 審査基準等

##### (1) 審査項目

プロポーザルは以下の審査項目に基づき審査を行う。

- ア 業務実績・技術者
- イ 技術提案・プレゼンの内容・実施体制
- ウ 見積価格点
- エ 機能要件適合表

##### (2) 受託候補者特定基準等

審査基準は、本実施要領・機能要件適合表の必須項目・帳票適合表の内容を満たした提案者であることとし、審査方法は総合評価方式とする。審査は提案者から提案された書類（会社概要・業務実績・技術提案書・見積書等）による書類審査とプレゼンテーション審査によって実施するものとする。

#### ①プレゼンテーション審査

プレゼンテーションは、技術提案書の内容をより具体的に説明することで、その特徴や方針を詳細に提案する場と位置付ける。技術提案書に記載された内容と異なる趣旨の説明や、提案書に記載していない新しい提案を行うことはできない。

#### ②プレゼンテーション実施

日 程 令和3年11月30日（月）

会 場 軽米町役場 2階会議室

持ち時間 「プレゼンテーション」60分

時間配分は、①自社紹介、②予算編成や執行業務等一連の操作方法、③特別な性能等の説明時間を30分、質疑応答20分の計50分とする。別途、プレゼンテーション用機器の設置準備及び撤収時間を合わせて10分程度とする

参加人数 プレゼンテーション会場への入室は5人以内とする。なお、提案書の詳細な内容を把握し、わかりやすく説明できるものが行うこと。

その他 説明は業務委託提案書に記載した内容のとおりとし、説明資料の追加は認めない。

プレゼンテーションは、技術提案書の受付順に実施する。ただし、提出書類を改変した場合は、改変後書類の提出時を受付順とする。また、実施時間については別途通知する。

パソコン、プロジェクターその他OA機器については、提案者で準備、設置すること。ただし、スクリーンは事務局にて準備する。

プレゼンテーション会場への出入りは事務局の指示に従い、終了後は速やかに撤収を完了すること。

### (3) 候補者の特定

選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し優先交渉権者および次点者を特定する。なお、参加者が上記4参加資格の要件を満たしていない場合および提案見積書の額が提案上限額を超える場合は、ヒアリングには参加できない。

① 各委員のつけた評価点の合計が最も高い参加者を優先交渉権者に、次に高い参加者を次点候補者に特定する。

② 上記において、合計点数が最も高い提案者が複数いた場合は、(1)審査基準等のうち「技術提案・プレゼンの内容・実施体制」の審査項目において各委員の評価点の合計が最も高い参加者を、優先交渉権者として、次に高い参加者を次点候補者として特定する。

③ 公募の結果、提案者が1団体の場合も本選考を実施し、評価結果に基づき各委員の合意をもって、優先交渉権者を特定する。

④ 上記①から③に関わらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場

合は、特定できない。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者及び次点候補者を軽米町ホームページ上で公表するとともに別途参加者へ郵送により順位を通知する。なお、通知する情報以外の審査点数等プロポーザルの審査の詳細については、公表しない。

通知日 令和3年12月15日(水) 予定

通知方法 郵送

#### 14 日程

公募開始	令和3年10月13日(水)	
質問(参加表明)の締切	令和3年10月22日(金)	17時必着
質問(参加表明)に対する回答	令和3年10月27日(水)	
参加表明書の提出締切	令和3年10月29日(金)	17時必着
参加資格審査結果の通知	令和3年11月5日(金)	
質問(提案等)の締切	令和3年11月12日(金)	17時必着
質問(提案等)に対する回答	令和3年11月17日(水)	
技術提案書等の提出締切	令和3年11月22日(月)	17時必着
辞退届の締切	令和3年11月19日(金)	17時必着
審査(プレゼンテーション)	令和3年11月30日(月)	
審査結果の通知	令和3年12月15日(水) 予定	
契約締結	令和4年1月17日(月) 予定	
業務開始	令和4年1月20日(木) 予定	

#### 15 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 技術提案書等の様式、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 技術提案書の作成形式(別紙(技術提案書作成要領))及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 技術提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。

#### 16 契約

##### (1) 契約締結日

令和4年1月17日(月) 予定

##### (2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の要求事項の協議及び確認等の随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。



なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点候補者と契約交渉を行うこととする。

①優先交渉権者が審査後に本要領4に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき。

②その他の理由により優先交渉権者と契約が不可能となったとき。

### (3) 委託業務の範囲

本業務の範囲は要求機能要件書を基本とするが、軽米町の判断により契約締結段階において、優先交渉権者の提案書の内容を追加等変更することがある。

## 17 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書類を作成しなければならない。

(3) 参加者は、技術提案審査の前に、他の参加者に対して技術提案書類を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 18 その他

(1) 提出書類は返却しない。ただし、町は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

(2) 技術提案書類に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出期限を過ぎて提出された質問、上記8(2)及び10(2)に示す以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、軽米町と協議のうえ決定するものとする。

(8) 参加者は、候補者特定までの間に、上記4参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。